

(参考)

医療観察診療報酬明細書等の記載要領について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室長通知）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新 通 知 (令和2年4月22日障医発0422第2号)	旧 通 知 (平成30年4月19日障医発0419第2号)
<p>別紙 医療観察診療報酬明細書等の記載要領</p> <p><u>病院・診療所・薬局記載用</u></p> <p>I 一般的事項 (略)</p> <p>II 診療報酬明細書(様式第2)の記載要領 (1)～(3) (略)</p> <p>(4)「医学管理」欄について 特定薬剤治療管理料又はてんかん指導料を算定した場合は、名称、回数及び点数を記載すること。 <u>なお、初回の算定年月を「摘要」欄に記載すること(抗てんかん剤及び免疫抑制剤以外の薬剤を投与している患者について4月目以降の特定薬剤治療管理料を算定する場合又は抗てんかん剤若しくは免疫抑制剤を投与している患者について特定薬剤治療管理料を算定する場合には、初回の算定年月の記載を省略して差し支えない。)</u>。</p> <p>(5) 「その他」欄について ア (略) イ 医療観察精神科専門療法を算定した場合は、名称、回数及び合計点数を記載すること。また、次の(ア)～(ケ)についても合わせて記載等すること。 (ア) (略) (イ) <u>医療観察精神科退院前訪問指導料を2回以上算定した場合は、各々の訪問指導日を「摘要」欄に記載するとともに、必要があつて複数の職種が共同して指導を行った場合は医複職と表示して当該加算を加算した点数を記載すること。</u> (ウ) <u>医療観察通院精神療法を退院後4週間以内の対象者について算定した場合は、退院日を「摘要」欄に記載すること。医</u></p>	<p>別紙 医療観察診療報酬明細書等の記載要領</p> <p><u>病院・診療所・薬局記載用</u></p> <p>I 一般的事項 (略)</p> <p>II 診療報酬明細書(様式第2)の記載要領 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「医学管理」欄について 特定薬剤治療管理料又はてんかん指導料を算定した場合は、名称、回数及び点数を記載すること。</p> <p>(5) 「その他」欄について ア (略) イ 医療観察精神科専門療法を算定した場合は、名称、回数及び合計点数を記載すること。また、次の(ア)～(キ)についても合わせて記載等すること。 (ア) (略) (イ) <u>医療観察精神科退院前訪問指導料について、必要があつて複数の職種が共同して指導を行った場合は医複職と表示して当該加算を加算した点数を記載すること。</u> (ウ) 家族等に対する医療観察通院精神療法を算定した場合は、「摘要」欄に医家族と表示すること。医療観察通院精神療法</p>

療観察通院精神療法の「ロ」を算定した場合は「摘要」欄に当該診療に要した時間を記載すること。家族等に対する医療観察通院精神療法を算定した場合は、「摘要」欄に医家族と表示すること。医療観察通院精神療法の特定薬剤副作用評価加算を算定した場合には、「摘要」欄に名称を記載すること。医療観察精神科専門療法に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の項に点数を記載し、薬剤名及び使用量については「摘要」欄に記載すること。

(エ) 医療観察認知療法・認知行動療法を算定した場合は、初回の算定月日と一連の治療における算定回数の合計を「摘要」欄に記載すること。

(オ) 医療観察依存症集団療法を算定した場合は、治療開始日を「摘要」欄に記載すること。

(カ) (略)

(キ) (略)

(ク) 医療観察精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）又は（Ⅲ）について医療観察精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）又は（Ⅲ）（加算を含む）を算定した場合は、「摘要」欄に名称、当該加算を加算した点数及び医療観察精神科訪問看護を実施した日時を記載すること。

(ケ) 医療観察精神科訪問看護指示料

医療観察精神科訪問看護指示料、医療観察衛生材料等提供加算を算定した場合は、「摘要」欄に名称を記載すること。医療観察精神科特別訪問看護指示加算を算定した場合は、「摘要」欄に名称及び頻回の医療観察訪問看護を行う必要性を認めた理由を記載すること。

ウ (略)

訪問看護ステーション（訪問看護事業型指定通院医療機関）記載用

I 一般的事項

(略)

II 請求書等の記載要領

1 (略)

2 明細書に関する事項（様式第四）

の特定薬剤副作用評価加算を算定した場合には、「摘要」欄に名称を記載すること。医療観察精神科専門療法に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の項に点数を記載し、薬剤名及び使用量については「摘要」欄に記載すること。

(新設)

(新設)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) 医療観察精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）又は（Ⅲ）について医療観察精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）又は（Ⅲ）（加算を含む）を算定した場合は、「摘要」欄に名称を記載し、当該加算を加算した点数を記載すること。

(キ) 医療観察精神科訪問看護指示料

医療観察精神科訪問看護指示料、医療観察衛生材料等提供加算、医療観察精神科特別訪問看護指示加算を算定した場合は、「摘要」欄に名称を記載すること。

ウ (略)

訪問看護ステーション（訪問看護事業型指定通院医療機関）記載用

I 一般的事項

(略)

II 請求書等の記載要領

1 (略)

2 明細書に関する事項（様式第四）

次に掲げるもののほかは、看護記載要領別紙のⅡの第2の1、2、3、13、14、15、16、17、18、19、21、27及び28と同様であること。

(1)～(3) (略)

(4) 「精神科基本療養費」欄について

ア (略)

イ (略)

ウ 医療観察訪問看護基本料(Ⅰ)及び(Ⅲ)の加算について

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) 別に定める基準を満たし、医療観察複数名訪問看護加算を算定する場合は、複数名訪問看護加算を医療観察複数名訪問看護加算と読み替え、同時に看護師等との同行による訪問看護を実施した者について、³⁹「複数名訪問看護加算」欄の該当する項に「×、×××」、当該月において訪問した日数及びこれに乗じて得た額を記載すること。なお、同一建物居住者の人数に応じて、「1人」、「2人」又は「3人以上」の行に分けて記載すること。

(エ) (略)

(オ) 医療観察訪問看護基本料(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した場合は、「特記事項」欄の「10GAF」の数字を○で囲み、当該月の初日の指定訪問看護時におけるGAF尺度により判定した値と、判定した年月日をあわせて記載すること。

なお、電子計算機の場合は、「10 GAF」の○に代えて()等を使用して記載することも差し支えないこと。

(5) 「管理療養費」欄について

ア～イ (略)

(削除)

次に掲げるもののほかは、看護記載要領別紙のⅡの第2の1、2、3、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23及び29と同様であること。

(1)～(3) (略)

(4) 「精神科基本療養費」欄について

ア (略)

イ (略)

ウ 医療観察訪問看護基本料(Ⅰ)及び(Ⅲ)の加算について

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) 別に定める基準を満たし、医療観察複数名訪問看護加算を算定する場合は、複数名訪問看護加算を医療観察複数名訪問看護加算と読み替え、同時に看護師等との同行による訪問看護を実施した者について、³⁹「複数名訪問看護加算」欄の該当する項に「×、×××」、当該月において訪問した日数及びこれに乗じて得た額を記載すること。

(エ) (略)

(新設)

(5) 「管理療養費」欄について

ア～イ (略)

ウ 医療観察訪問看護指示書を交付した主治医に対して、訪問看護計画書若しくは訪問看護報告書又は精神科訪問看護計画書若しくは精神科訪問看護報告書により報告をした場合には、その最終報告年月日を「主治医への直近報告年月日」欄に記載すること。

<p>ウ 医療観察退院時共同指導加算を算定した場合は、退院時共同指導加算を医療観察退院時共同指導加算と読み替え、(54)の「退院時共同指導加算」欄の「 円」の項に「×, ×××」円と記載し、当該月に医療観察退院時共同指導加算を算定した回数の合計及びこれらを乗じて得た額を記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。</p> <p>エ 医療観察在宅患者連携指導加算を算定した場合は、在宅患者連携指導加算を医療観察在宅患者連携指導加算と読み替え、(56)の「在宅患者連携指導加算」欄の「 円」の項に「×, ×××」円と記載すること。</p> <p>オ 医療観察在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した場合は、在宅患者緊急時等カンファレンス加算を医療観察在宅患者緊急時等カンファレンス加算と読み替え、(57)の「在宅患者緊急時等カンファレンス加算」欄の「 円」の項に「×, ×××」円と記載し、当該月に医療観察在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した回数の合計及びこれらを乗じて得た額を記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>
--	---